

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

当時、国民年金保険料は、自宅を訪れていた集金人に夫の分と併せて納付しており、一人分だけ納付したことは無い。納付が遅れたことはあったが、未納分は後で必ず納めていた。

当初、申立期間の夫の保険料も未納となっていたが、今回、再度調査をお願いしたところ、記録が見つかり訂正された。

私の分だけ未納となっているのは納得がいかないもので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の12か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和57年4月以降は、ほとんどの期間について夫婦二人の保険料を前納していることが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間については、平成20年3月に社会保険事務所により納付記録が訂正されるまでは、申立人の夫の国民年金保険料も未納とされていたが、夫の納付記録については社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により納付記録が確認されたことから、納付済みと訂正されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 50 年 7 月に、A 都道府県 B 市町村役場 C 支所で国民年金に任意加入してから、保険料はずっと納めてきた。

申立期間の保険料については、加入後すぐに同役場で納付したので、最初の 3 か月分が未納となっているとは思っていなかった。

申立期間を納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 7 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間の 3 か月を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、複数回にわたる国民年金の住所変更手続や種別変更手続をその都度適切に行っており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が国民年金に加入した A 都道府県 B 市町村における国民年金被保険者名簿は現存しておらず確認できなかったが、同市町村転出後に居住していた D 都道府県 E 市町村及び現在居住している F 市町村が保管している国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る保険料が納付済みと記録されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から44年3月まで

昭和47年春ごろ、夫婦で申請免除していた37年4月から44年3月までの二人分の国民年金保険料を市町村の専任徴収員に追納したと記憶している。60歳になった時に、役場に相談したが、領収書が無いためそのままになっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で申請免除していた昭和37年4月から44年3月までの二人分の国民年金保険料を、47年春ごろに市町村の専任徴収員に追納したと主張するところ、47年は申立期間に係る保険料の追納が可能な時期であったことが確認でき、納付したとされる保険料の金額も申立期間に係る追納保険料の額とおおむね一致する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したとされる集金人は、A市町村の専任徴収員であり、国民年金保険料の追納の集金も行っていたことが確認でき、申立人夫婦が昭和46年に追納した昭和36年度の保険料は当該専任徴収員が集金したことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和45年7月からB社に勤務し厚生年金保険に加入しており、保険料をまとめて納付したと主張する47年春ごろの標準報酬月額額は、申立人が申立期間の保険料を追納した場合の金額の5倍以上であったことが確認でき、申立人のほか、その夫や息子も就労した時期であり、申立期間の保険料をまとめて追納することは経済的に可能であったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人夫婦は、申立期間の保険料を追納した以降に、保険料

の申請免除や未納は無く、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月

申立期間当時に住んでいた A 市町村発行の国民年金被保険者移動連絡票が手元にあるが、これによると、昭和 53 年 8 月分の国民年金保険料は納付済みであるとの記載があるので、未納とされるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が保管する A 市町村発行の国民年金被保険者移動連絡票の記録では、昭和 53 年 8 月分の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月、6年5月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成5年7月まで
② 平成5年9月
③ 平成6年5月
④ 平成6年8月

昭和63年ごろ、市町村役場から、「国民年金保険料の未納分の納付期限が迫っており、このまま納付できないと将来、年金をもらえなくなる。」との電話連絡があり、すぐに社会保険事務所において夫婦二人分の保険料として46万円を納めた記憶がある。

また、年金を受給するため、夫婦共に平成5年8月分の保険料から未納が無いよう納付してきたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金を受給するため、平成5年8月以降の国民年金保険料については、未納が無いように夫婦二人分の保険料を納付してきたと主張するところ、社会保険事務所の記録により、同年8月から7年3月までの期間のうち、申立期間②、③及び④の3か月を除く期間に係る保険料については、申立人夫婦が7年9月から計画的に過年度納付（1か月ごとの分割納付や一括納付）していることが確認でき、前後の期間については納付済みでありながら年度の中途の期間である申立期間②、③及び④（平成5年9月、6年5月及び同年8月）の各1か月のみ納付していないことは不自然である。

また、申立人夫婦は、平成7年ごろに親族の事故による慰謝料収入があり、保険料を納められない状態ではなかったとしており、実際に申立

人夫婦が平成8年度において合計で50万円を超える保険料を納付していることが社会保険事務所の記録により確認でき、その主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦が昭和63年にまとめて納付したとする金額は、昭和61年度及び62年度の過年度保険料を納付した場合の保険料額とも相違する金額である。

また、申立人の夫は、納付したとする昭和63年当時は、「日雇い仕事を行っていて収入も十分ではなく、二人の子供が高校生であったため出費がかさんだ時期でもあり、保険料を納付できる余裕は無かったかもしれない。」と回答するなど、申立てに係る記憶に曖昧さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年9月、6年5月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月、6年5月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成5年7月まで
② 平成5年9月
③ 平成6年5月
④ 平成6年8月

昭和63年ごろ、市町村役場から、「国民年金保険料の未納分の納付期限が迫っており、このまま納付できないと将来、年金をもらえなくなる。」との電話連絡があり、すぐに社会保険事務所において夫婦二人分の保険料として46万円を納めた記憶がある。

また、年金を受給するため、夫婦共に平成5年8月分の保険料から未納が無いよう納付してきたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金を受給するため、平成5年8月以降の国民年金保険料については、未納が無いように夫婦二人分の保険料を納付してきたと主張するところ、社会保険事務所の記録により、同年8月から7年3月までの期間のうち、申立期間②、③及び④の3か月を除く期間に係る保険料については、申立人夫婦が7年9月から計画的に過年度納付（1か月ごとの分割納付や一括納付）していることが確認でき、前後の期間については納付済みでありながら年度の中途の期間である申立期間②、③及び④（平成5年9月、6年5月及び同年8月）の各1か月のみ納付していないことは不自然である。

また、申立人夫婦は、平成7年ごろに親族の事故による慰謝料収入があり、保険料を納められない状態ではなかったとしており、実際に申立

人夫婦が平成8年度において合計で50万円を超える保険料を納付していることが社会保険事務所の記録により確認でき、その主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦が昭和63年にまとめて納付したとする金額は、昭和61年度及び62年度の過年度保険料を納付した場合の保険料額とも相違する金額である。

また、申立人は、納付したとする昭和63年当時は、「日雇い仕事を行っていて収入も十分ではなく、二人の子供が高校生であったため出費がかさんだ時期でもあり、保険料を納付できる余裕は無かったかもしれない。」と回答するなど、申立てに係る記憶に曖昧さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年9月、6年5月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

昭和 52 年度 1 期の国民年金保険料は A 都道府県 B 市町村で納付し、その後、C 市町村へ転居したので、2 期から 4 期までの保険料は近くの D 金融機関 E 支所において自分で納付し領収書を受け取った。

転居が多いので、領収証書を国民年金手帳と離しておくとは紛失してしまう可能性があると思い、領収印の部分だけ切り離して国民年金手帳に貼り付けていた。申立期間の保険料の納付の有無について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び昭和 49 年 3 月の 1 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、D 金融機関 E 支所で納付し領収書を受け取ったと主張するところ、申立人が同支所の領収印が「領収日付印」欄に押されている領収証書の該当部分を切り離して国民年金手帳に貼り付けていることが確認でき、その該当部分は領収印及び「領収日付印」欄の形状や印影等から、申立期間当時、C 市町村で使用されていた国民年金保険料領収証書の一部であると推認される。

さらに、転居が多いので領収証書を紛失しないために、領収証書の領収印の部分^はを切り離して国民年金手帳に貼り付けていたとする申立人の主張に不自然さはみられず、実際に、納付済みであった昭和 52 年度 1 期分や 53 年度分の各該当部分^はが国民年金手帳に貼り付けられていることが確認

できる。

加えて、申立人は、10 回以上に及ぶ転居の都度、国民年金に係る届出を適正に行っており、国民年金への関心や国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを30万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、同年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人の

標準報酬月額は平成4年10月1日付けで30万円に定時改定、5年10月1日付けで同額の30万円として算定された後、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、当時の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は遡及喪失処理がされた同年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる上、申立人の所持する給与明細書の記録から、同年11月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に全喪し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年7月から6年2月までの標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成6年3月から同年11月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を6年12月1日とし、同年3月から同年11月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から6年12月1日まで

平成5年6月から6年11月まで働いていた株式会社Aにおいて、厚生年金保険に加入していたと思っていたが、年金記録照会回答票では5年6月30日までの1か月間のみで被保険者資格を喪失したとされている。会社からもらった給与明細書では、厚生年金保険料が6年11月まで引き去りされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年6月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成6年3月1日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、同年3月1日現在で同社に在籍していた申立人を含む従業員7人のうち3人が5年6月30

日（3人が平成5年5月31日）に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年6月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日^{そきゅう}を遡及して処理した6年3月1日であると認められる。

また、平成5年7月から6年2月までの標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成6年3月1日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の記録、給与明細書の記録により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた同年3月1日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認でき、申立人が所持する給与明細書の記録から、同年3月分から同年11月分に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、平成6年3月から同年11月までの標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に全喪^{そきゅう}しており不明であるが、同社は、平成6年3月1日に同年1月31日に遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年3月分から同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年7月まで
昭和39年ごろ、さかのぼって3年分を妻と二人分一括納付した記憶がある。A社会保険事務所から交付された納付用振替用紙に示された金額を、B郵便局かC郵便局で、振替用紙により自分で直接納付した。
夫婦二人分の給与3か月分の所持金を充てたので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情もみられない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和39年ごろ、さかのぼって3年分を夫婦二人分一緒に納めたはずであると主張するが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は41年11月30日に夫婦連番で払い出され、資格取得は夫婦二人とも35年10月1日に遡^{そきゆう}及して行われたことが確認でき（ただし、申立人及びその妻の資格取得日は社会保険事務所が昭和47年に、39年8月28日に訂正しており、申立期間は、その後は二人とも未加入期間とされている。）、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、時効により納付することはできなかったものと推認される。

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月2日から39年8

月 28 日までは厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間は 42 年 2 月 8 日に過年度納付、39 年 8 月から 40 年 3 月までの期間は 47 年 5 月に特例納付（国民年金改正法附則第 13 条）により、いずれも夫婦二人分を一緒に納付していることが確認でき、申立人は、これらの期間の保険料納付と申立期間の保険料納付とを誤解している可能性がある。

このほか、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から46年3月まで

申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、父親が40年ごろから何年かA市町村のお知らせ等を集落内に配付する係をしており、国民年金は家族皆が入っていた方がいいと保険料を納付してくれていた。

昭和42年4月から46年3月までの保険料については、夫が夫婦二人分を一緒に納付していた。事業所を経営していたので、納付は月末前後に行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、婚姻前の昭和41年4月から42年3月までの期間はその父が、婚姻後の42年4月から46年3月までの期間はその夫が納付していたはずであると主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは47年4月7日、資格取得は20歳となる41年B月C日（ただし、平成14年3月8日になってから昭和41年4月1日に訂正）に遡及^{そきゆう}して行われたことが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、申立人の父及び夫は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実

は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 4 月時点では、申立期間のうち 41 年 4 月から 44 年 12 月までの期間は納付の時効となっている上、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫がさかのぼってまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間は 60 か月と長期間である上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

母親が64歳の時、友達との会話をきっかけに国民年金保険料を10万円と少し納めた。その2、3日後にA市町村役場の窓口で、自分も10万円ほど納めた。まとめて納めればそれまで払っていなかった分が納まったことになるという話を聞いた。未納となっていた保険料をまとめて納めたのは、その一回だけである。納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が母親の国民年金保険料を^{そきゅう}遡及して10万円ぐらいまとめて納付した2、3日後に自分も10万円ぐらい納付したと主張するところ、社会保険事務所の記録から、申立人の母親は、第2回特例納付期間中の昭和50年10月27日に、36年4月から46年5月までの保険料（当時は月額900円で、合計10万9,800円）を特例納付したことが確認できるが、申立人については、母親が納付した2、3日後ではなく、第3回特例納付実施期間中の54年4月9日に36年4月から38年5月までの保険料（当時は月額4,000円で、合計10万4,000円）を特例納付したことが確認できる。

また、申立人は、未納保険料をまとめて納付したのは一回だけであり、納付金額は10万円ぐらいであったと主張していることを踏まえると、申立人が保険料を10万円ぐらいまとめて納付したのは、その母親が保険料をまとめて納付した昭和50年10月27日の2、3日後ではなく、社会保険事務所の記録にある54年4月9日であったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年6月までの期間、同年10月から48年3月までの期間及び同年5月から49年1月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年6月まで
② 昭和44年10月から48年3月まで
③ 昭和48年5月から49年1月まで

ねんきん特別便が送付され、保存していた国民年金保険料領収書と照合したら、申立期間について、厚生年金保険の加入期間と重複して国民年金保険料を納付していることが分かったので、社会保険事務所に当該期間の国民年金保険料の返還を求めたところ、平成4年5月に還付済みであると言われた。

私は、送金通知書や還付金を受け取った覚えは無いので返してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金保険料が納付されていること及び厚生年金保険に加入していることがそれぞれ確認できることから、申立期間の国民年金保険料は、還付処理がなされるべきものである。

また、A市町村保管の申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のいずれの記録においても、申立期間に係る国民年金保険料を還付する処理が行われた旨が記載されており、その記載内容に不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付が行われたことを疑わせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録から、平成4年5月7日に、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料（5万6,600円）の還付が決議され、同年5月14日付けでB郵便局に送金されたことが確認できる。

加えて、申立人及びその妻から聴取しても申立期間①、②及び③の保険料を還付された記憶は無いとの主張以外に還付されていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から46年8月まで
昭和44年から46年ごろは、A市町村に住んでおり、申立期間の国民年金保険料については、元妻が市町村役場で納付をしたと聞いている。元妻が自分の年金手帳や領収書を持っているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の元妻が納付していたと主張するが、申立人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月25日に元妻と連番で払い出され、41年1月1日に遡^{そきゅう}及して資格取得したことが確認でき、元妻は、「第一子が生まれた昭和43年4月ごろに加入手続きを行い、その時点で遡^{さかのぼ}って納められた41年4月分からの夫婦二人分の保険料を毎月納付していたが、43年12月以降は経済的に厳しく、納付できない状況であった。」と証言している。

さらに、申立期間当時は、元妻の保険料についても、申立期間を含む昭和43年12月から45年3月までの期間は未納となっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から42年3月まで
20歳の時に、A市町村役場から国民年金の納付書が届いた。当時、B市町村内のC事業所で事務に従事しており、帰りが遅かったので、毎月、母親に保険料を納めてもらった記憶がある。当時から国民年金制度を知っていたし、大事なことだと思っていたので、未加入期間の調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張するが、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成4年6月9日、資格取得は元年10月3日に遡及して行われていることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できなるとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、その母親が毎月、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、A市町村では印紙による納付方式であり、納付書による納付方式を開始したのは昭和45年ごろになってからであるとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から55年4月1日まで

昭和54年3月末でA事業所を退職し、すぐにB法人C事業所に勤めた。同事業所の昭和54年度の職員名簿にも、昭和54年4月1日就職と書いてあるが、厚生年金保険の資格取得年月日が55年4月1日となっている。

当時、事務手続は、同事業所の事務長に任せており何も記憶に無いが、昭和54年4月1日から間違いなく所長として勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人C事業所の保管する職員名簿から、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によれば、申立人の雇用保険の加入は昭和55年7月1日であることが確認できる上、同事業所では、当時の職員から聴取した結果として、「昭和54年4月1日から所長として勤務していたが、厚生年金保険については、本人の負担軽減のため、話し合いにより、次年度の4月から加入することとしたと聞いている。」と回答している。

また、同事業所における申立人の前任の所長は、申立人と同様に、A事業所退職後に同所長に就任していることが確認できるが、厚生年金保険の加入は勤務開始後28か月後であったことが確認できる。

さらに、同事業所の被保険者原票の記録では、申立人は、昭和55年4月1日に健康保険番号71番で被保険者資格を取得しているが、健康保険番号70番の被保険者の資格取得日は53年12月4日であることが確認で

き、申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、同事業所に勤務する以前はD共済組合に加入しており、同事業所勤務以前は厚生年金保険に加入した事実が無いが、申立人が所持する年金手帳には、初めて厚生年金保険の被保険者となった日として昭和55年4月1日との記載がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年から 63 年春まで

昭和 60 年に知人のあっせんにより、A 都道府県の B 株式会社に勤務した。63 年の夏か秋に会社の車を運転中に事故を起こし、労災扱いとなった。同社には C 地区の同郷から多数の人が土木作業に従事し、短期間で帰る人もいたが、自分は通年勤務をしていた。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間当時、B 株式会社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 株式会社の保管する給与台帳の記録から、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されておらず、控除は健康保険料（日雇い）及び雇用保険料のみであることが確認でき、同社では、「申立人は季節労働者として勤務し、厚生年金保険には加入しておらず健康保険は日雇健康保険に加入していた。」と回答している。

また、申立人が当時一緒に勤務していたと記憶している同郷の同僚 3 人についても厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する B 株式会社に係る被保険者名簿によれば、申立期間について、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、健康保険の番号に欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から同年10月2日まで
私は、有限会社Aに昭和36年7月から39年3月まで継続して勤務していたが、37年4月29日から同年10月2日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「有限会社Aにおける厚生年金保険加入期間が昭和36年7月1日から37年4月29日までの期間及び同年10月2日から39年3月29日までの期間とされているが、その間の37年4月29日から同年10月2日までの期間においても継続して勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、当時、同事業所で事務を担当していた事業主の妻は、「申立人が勤務していたことを記憶しているが、いったん途中で退社し再度入社した。」と証言している。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人が昭和37年4月29日に被保険者資格を喪失し、同年10月2日に再取得していることが確認でき、申立期間についての加入記録は見当たらず、健康保険番号の欠番もみられない上、申立人の二つの厚生年金保険加入期間の健康保険番号は、それぞれ別の番号で交付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 7 日から 47 年 8 月 31 日まで
昭和 45 年 1 月 7 日から 47 年 8 月 31 日まで、A 都道府県の B 事業所に勤務したが、厚生年金保険未加入期間とされている。社会保険加入の記憶は無いが、都道府県の機関なので適用されていたのではないかどうか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 都道府県の B 事業所において厚生年金保険に加入していたと主張するところ、申立期間において、申立人と同じ事業所で、勤務形態も同じ臨時職員であった同僚は、「厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録により、同事業所が厚生年金保険適用事業所になったのは昭和 56 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料を給与から控除されていたかどうかの記憶が無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。